

指導教育担当児童福祉司任用前研修

日程 【前期】令和7年8月19日（火）・21日（木）・25日（月）

【後期】令和8年1月23日（金）・26日（月）

全5日間

※詳細は、裏面の研修日程表をご確認ください。

対象

児童福祉司として概ね3年以上の職務経験を有する職員【定員60名】

根拠：児童福祉法第13条第6項

平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
（最終改正：令和7年3月31日）

※受講対象者は自治体により異なるため上記通知を参照のこと

ねらい

児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得させるため、本研修を児童福祉法等関連法令に基づき実施する。

研修内容到達目標及びカリキュラム等については国が示す基準に基づく。

場所

特別区職員研修所（千代田区九段北1-1-4）

カリキュラム

裏面のとおり

※研修全体の流れ※

前期受講

前期受講後から後期開始まで

- ・e-ラーニングシステムを活用した筆記試験を受験し、合格することが後期日程の参加要件です。（詳細は別紙参照）
- ・各自が勤務する職場でスーパーバイズを実践し、そのレポートを期日までに提出してください。

後期受講

後期受講後

- ・全てのカリキュラムを受講された方は修了レポートを提出してください。

指導教育担当児童福祉司任用前研修 カリキュラム

		教科目番号/教科目	講師（敬称略）
前 期	令和7年 8月19日 (火) 9:00~ 17:00	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	品川区児童相談所 職員
		5 関係機関（区市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	
		11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	
		7-3 子ども虐待対応	
	令和7年 8月21日 (木) 9:00~ 17:00	7-2 子ども虐待対応	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄
		7-4 子ども虐待対応	
		8 非行対応	
		7-1 子ども虐待対応	
	令和7年 8月25日 (月) 9:00~ 17:00	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	くれたけ法律事務所 弁護士 池田 清貴
		6 行政権限の行使と司法手続き	
		9-1 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	特別区職員研修所 教務第2課 職員
		9-2 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	
後 期	令和8年 1月23日 (金) 9:00~ 17:00	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	日本社会事業大学 名誉教授 藤岡 孝志
		3-1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	子どもの虹情報研修センター 研究部長 中垣 真通
	3-2 子ども家庭支援のためのケースマネジメント		
	令和8年 1月26日 (月) 9:00~ 17:00	2 スーパービジョンの基本	東京都児童相談センター 職員
		10-1 スーパービジョンの基本	港区児童相談所 職員
		10-2 スーパービジョンの基本	葛飾区児童相談部 職員
10-3 スーパービジョンの基本			

筆記試験の実施方法について

- 子どもの虹情報研修センターが全体管理者を担う学習管理システム（株式会社ネットラーニングが提供）を利用し、実施します。
（本システムは、子どもの虹情報研修センター及び西日本こども研修センターあかしと共通となっています。）
- システム上では、個人情報の登録は行わず、任意の番号を付与し、ID及びパスワードの発行を行いますので、個人情報が外部に漏れることはありません。
- ID・パスワード及びログイン方法等については、前期最終日に研修生に通知します。
（前期最終日を欠席された場合は、別途対応します。）
- 前期日程と後期日程の間に筆記試験を受験してください。合格するまで何度でも受験可能です。（カリキュラムごとに進めていくことが可能ですので、1日で合格する必要はありません。）
- 研修生の合否については、システム上で研修所が確認し、未受験者・不合格者がいた場合は、各区研修担当者にご連絡する場合があります。
- 後期初日の前日までに合格していない研修生は、後期日程の受講はできません。